

平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会（第5回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成21年1月26日（月）14：00～15：30
2. 場所：総務省第4特別会議室（5階）
3. 出席者：（構成員）井上万吉男、椎原芳郎、杉浦力、田久保忠衛、戸高一成、
渡辺行久（敬称略、五十音順）
（総務省）須江大臣官房審議官、米澤特別基金事業推進室長、北原参事官
（独立行政法人平和祈念事業特別基金）羽深事業部長

4. 議事次第

- （1）開会
- （2）今後の議論に関する論点審議
- （3）その他
- （4）閉会

5. 議事概要

（1）今後の議論について

- ・ 渡辺構成員より、御自身がこれまで行ってきた活動について報告が行われた。
- ・ 事務局より、資料に沿って説明が行われた後、質疑応答、意見交換が行われた。
構成員からの主な発言等は以下のとおり。

- 先の大戦を伝える実体験者が少なくなる中、歴史の証人となるのは資料だけである。
- 労苦を理解してもらうには、その周辺の事情も知ってもらう必要がある。例えば、当時の国内・国際情勢などの背景事情に関するものも含めて資料収集する必要があることなども踏まえて、事業の範囲を考えなければならない。
- 平和基金の解散後、労苦継承事業は国の事業として行っていくことになるが、国においてこの事業を指揮・監督するための体制が必要。
- 展示資料館の継続性を考えると、国が展示資料館運営の指揮・監督を行うことが望ましい。展示等の業務については、民間に能力のある事業者がいる。事業の大枠を押さえて業務を確実に指揮・監督できる体制を、国において作ることができるかが課題。

- 国が行わなければならないことは、労苦継承事業を将来にわたって必ず継続するというコンセプトを堅持することであり、重要なことは予算を確保していくこと。個々の業務の多くは、能力のある民間の事業者に任せることが可能であり、国としては、それらの業務を指示どおり行っているか監督することが必要。
- 展示資料館の運営に当たっては、運営する側に責任と権限の範囲を明確に示さないと、実際に運営する際に混乱する。
- 労苦継承事業に関する業務を担当する事業者が頻繁に変更された場合、事業を確実に実施できるのか疑問が残る。事業の中核となる組織や、多くの資料を管理するための専門家が必要となるのではないか。
- 資料にも貴重なものからそうでもないものまで様々なものがあり、今後収集すべきものをどう判断していくかが難しい問題。
- 資料館運営の観点の中で最も重要なのは、特定の歴史観に偏らないということではないか。
- 歴史観は見る人の側にあるもので、資料館には歴史観はないと考える。資料館は、見る人が正しく歴史観を作り上げるために、資料や事実を提供するところ。
- 展示資料館の運営を、第三者に点検してもらう体制は必要ではないか。
- 検討会の取りまとめに向け、実務的・専門的な観点から作業を行う作業チームを設けるべき。メンバーは座長に一任。

以上

なお、以上の内容は、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。